



令和7年度集団指導

居住・日中活動系サービス

4 地域移行等意向確認体制について

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
障害者福祉サービス事業指定班

地域移行等意向確認体制について

下記の施設は、令和8年度から、地域移行等意向確認の体制整備が義務化される。

対象施設

障害者支援施設

義務化される内容

- ① 地域移行等意向確認等に関する指針の作成
施設として、入所者への意向確認の手順や方法を明確に示した指針を作成する。
- ② 地域移行等意向確認担当者の選任
入所者一人ひとりのニーズを把握し、必要に応じて、地域生活支援拠点等や相談支援事業所などと連携しながら、地域生活への移行や施設外の障害福祉サービスの利用等についての意向確認を定期的に行う担当者を選任する。
- ③ 意向確認の実施と個別支援計画への反映
地域移行等意向確認担当者は、確認した入所者の意向等について、個別支援計画の作成に係る会議に報告し、個別支援計画に反映させる。

※義務化される内容が未整備の場合、地域移行等意向確認体制未整備減算の対象となる。（5単位/日）



御清聴ありがとうございました。